

事務事業名	大船渡港港湾整備負担金事業			<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画登載事業	□ 総合戦略登載事業							
政策体系	政策名	014 潤いに満ちた快適な都市環境の創造			事業期間			予算科目				
	施策名	211 交通・港湾物流ネットワークの充実			<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 年度～)			会計	款	項	目	事業
	基本事業名	012 港湾の整備促進						01	08	04	02	01
根拠法令								事務事業区分				
所属	部課名	商工港湾部企業立地港湾課						A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 助成金等 E 一般(A~D以外)				
	課長名	伊藤 喜久雄										
	係名	港湾振興係	電話	0192-27-3111								
	担当者	新沼 篤	内線	118								
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>大船渡港の港湾整備事業のうち国の補助を受けて実施する事業費の1/10を県に負担する事業。</li> <li>地方財政法第27条の規定より、県は市に対して負担をさせることができると定められている。</li> <li>毎年度2、3回程度県本庁港湾課から知事名で負担金の額が通知され、これに対し市は負担することに同意する旨の文書を返送している。(市長決裁)</li> <li>年度末には負担金額の変更が通知され、これに対しても同様の手続きがとられる。</li> <li>また、当該支出の財源は起債で対応しており、およそ90%前後の充当率である。当該年度の負担金額の確定にあわせ予算を補正している。</li> <li>この負担金は、県が実施する国の補助事業に対してのものであり、県単独で実施する事業や起債により実施する事業などは対象とされていない。</li> <li>負担金が発生する事業は令和元年度までに完了済みであり、現在は、県に対して新たな整備箇所の予算化に向けた要望を行っている。</li> </ul>						総投入量	国庫支出金					
							都道府県支出金					
						地方債						
						その他						
						一般財源						
						事業費計(A)	0					
						人件費						
						正規職員従事人数						
						延べ業務時間						
						人件費計(B)	0					
						トータルコスト(A)+(B)	0					

## 1 現状把握の部(DO)

## (1) 事務事業の目的と指標

## ① 手段(主な活動)

## 前年度実績(前年度に行った主な活動)

永浜・山口地区、茶屋前地区港湾整備工事実施(負担金対象外分)

## 今年度計画(今年度に計画している主な活動)

県に対する港湾整備要望

## ② 対象(誰、何を対象にしているのか)\*人や自然資源等

大船渡港湾施設(岸壁、臨港道路、物揚場)

## ③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

県が大船渡港湾整備することにより、利用しやすい港湾施設になる。

## ④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

港湾機能が回復する。

## ⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 港湾整備面積	ha
イ	
ウ	

## ⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 大船渡港湾施設バース数	バース
キ 大船渡港岸壁延長	m
ク	

## ⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 接岸可能船舶トン数	トン
シ	
ス	

## (2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(実績)		30年度(実績)		元年度(実績)		2年度(実績)	
		国庫支出金 千円	都道府県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	事業費計(A) 千円	23,133	44,778	16,200	0	50,600	5,700
人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	延べ業務時間	時間	5	5	5	5	5	20	20	20	20	5	5
	人件費計(B)	千円	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	トータルコスト(A)+(B)	千円	23,153	44,798	61,020	20,020	20,020	56,320	56,320	56,320	56,320	20	20
⑤活動指標	ア	ha	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9
	イ												
	ウ												
⑥対象指標	カ	バース	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	キ	m	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
	ク												
⑦成果指標	サ	トン	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000
	シ												
	ス												

### (3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ①この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

現存する資料の中で昭和51年度からの支出資料があったことから開始年度を昭和51年度とした。支出根拠は地方財政法であり、港湾整備の推進には必要な経費である。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定期と比べてどう変わったのか?

- ・地方財政法第27条の規定より、県は市に対して負担をさせることができると定められている。
  - ・国は、重要港湾103港から重点港湾(仮称)約40港を選定し、港湾整備に係る選択と集中により原則新規の直轄港湾整備事業の着手対象として限定するとの意向が示された。
  - ・整備中の岸壁等が東日本大震災により被災し、事業に遅れが生じており、平成25・26・27・29・30年度市負担金は全額、震災復興特別交付税が措置された。

令和二年鹿児島市役所車両課にて完了し、現在は土建構築課の予算ルート向かう西二郎木町にて午前10時より行なつて、

③この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

関係者からは、できるだけ速やかに整備がされるよう要望されている。

## 2 評価の部(SEE) \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】  県が実施する港湾整備事業に係る事業費の1/10を負担することは当市が目標とする国際港湾都市に向けて必要な事業であり、直接財政的な裏づけとなるものである。港湾整備を推進することは「潤いに満ちた快適な都市環境の創造」に結びつく。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】  地方財政法に定められた市町村の負担金であるため。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】  利用しやすい港湾施設にするために整備をすることから妥当であると考える。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】  県の財政状況によって全体の事業費が決定され、その1/10を負担しているが、適正に事業が推進されている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】  法定の負担金であり、意見を求められ同意して支出していることから、県の請求によって支出することになる。請求がないということは港湾整備が進まないこととなるため、完了するまでは廃止・休止は考えられない。
	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】  国、県の財政状況によって、毎年度の事業費が決定されるため負担金額の変動はあるが、減額となるか増額となるかは県の事業費次第である。
効率性評価	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】  県からの文書に対する事務的時間を計上し、最低限の時間としていることから。
	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】  地方財政法に定められた市町村の負担金であるため。
	⑨ 事業の実質的負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 実質的負担がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 実質的負担がない ⇒【理由】  実質的負担がないため、該当する項目には該当する理由が記載されていません。

### 3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

#### (1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
  - 2 改革改善(縮小・統合含む)
  - 3 終了・廃止・休止



#### (2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する

コスト		
	削減	維持
成果	向上	
	維持	●
	低下	✗

(2) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

現状はより継続して事業を実施する

4 課長等意見

## （1）今後の方向性

- ① 現状維持
  - ② 改革改善(縮小・統合含む)
  - ③ 終了・廢止・休止

## (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

支出の根拠が地方財政法であり、県が実施する港湾整備事業に対し、市町村負担金を支出して港湾整備の推進を図らなければならぬ。